

看護経済・政策研究学会 評議員選出規定

(趣旨)

第1条 本規定は、会則第11条第5項による評議員選出に関して規定する。

(選任方法)

第2条 評議員は、正会員の中から選挙により選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は必要に応じ、第3条の評議員定数とは別に若干名を評議員として理事会に推薦することができる。
- 3 評議員は、前任者の任期満了に伴い選挙するものとし、選挙によって選任する評議員の数は、第3条の評議員定数とする。

(定数)

第3条 評議員の定数は次のとおりとする。

- 一 正会員50名以内の場合は5名とする。
- 二 正会員50名超の場合は、会員20名毎に1人とし、その端数が10人未満の時は切り捨て、その端数が10人以上の時は1人に切り上げる。

(任期)

第4条 評議員の任期は、選任後最初に開催される会員総会の日から、任期に対応する年に開催される会員総会の前日までとする。ただし、役員として選任されている評議員の任期は、任期に対応する年に開催される会員総会終結のときまでとする。

(被選任資格)

第5条 評議員に選任されるには、正会員歴2年以上の者で、選挙の公示日に満70歳未満の者で、かつ選挙が行われる年の3月末日までに会費を完納していなければならない。

(選挙人資格)

第6条 評議員選挙にて投票するには、正会員であり、かつ選挙が行われる年の3月末日までに会費を完納していなければならない。

(選挙公示)

第7条 理事長は、評議員就任の期間を明示して、選挙が行われる年の5月末日までに評議員選挙を公示する。

(選挙管理委員会)

第8条 評議員の互選により選挙管理委員2名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

- 2 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、理事長が委嘱する。

(選挙手続の公示)

第9条 選挙管理委員会は、次の事項を選挙が行われる年の5月末日までに会員に公示する。

- 一 投票締切日
- 二 選挙人登録者名簿及び被選任者登録名簿
- 三 投票方法

(開票)

第10条 開票は選挙管理委員全員が立ち会いの上行う。

- 2 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。
- 3 前項に規定する立会人は、監事1名以上が務める。

(当選者の公告)

第11条 選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、これに次点者を明示して加え、理事長に提出する。

- 2 理事長は、前項の当選者を会員に公告する。

附則 本規程は2013年10月19日から施行し、2012年7月1日から遡って適用する。